（裏面）

農薬取締法（抜粋）

（報告及び検査）

第29条　農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第３条第１項、第４条第１項、第７条第８項、第９条第２項及び第３項、第10条第１項、第16条、第18条第１項及び第２項、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条第３項、第26条第１項並びに第31条第１項及び第２項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

２　（略）

３　第１項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

４　第１項又は前項の場合において、第１項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第１項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

５　第１項及び第３項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（国内管理人に係る報告及び検査）

第35条　農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

２　（略）

３　第29条第４項及び第５項の規定は第１項の規定による立入検査について、第30条第２項から第４項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

（都道府県が処理する事務）

第43条　第23条及び第31条第２項の規定による農林水産大臣の権限並びに第29条第１項及び第３項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第29条第１項若しくは第３項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項若しくは第３項若しくは第30条第１項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　第35条第１項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考　１　大きさは、縦11センチメートル、横15センチメートルとする。

２　発行者は、農林水産大臣若しくは地方農政局長、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事とする。